

地方銀行における信用リスク管理および償却・引当の状況

《本資料の構成》

1. 福岡銀行の事業再生への取組みから現在への流れ . . . P.1
2. 福岡銀行における償却・引当の見直し . . . P.2
3. 福岡銀行の現在および今後の取組み . . . P.3
4. 地方銀行における償却・引当の見直し . . . P.4
5. 地方銀行業界独自のリスク管理への取組み . . . P.5
6. 「検査・監督基本方針」に対する地方銀行業界の意見 . . . P.9
7. 福岡銀行の意見 . . . P.11

参考：ふくおかフィナンシャルグループ
(福岡銀行)の長期ビジョン、基本方針

【長期ビジョン（目指す姿）】
持続的に高い競争力・成長力を実現する
「ザ・ベスト リージョナルバンク」

【基本方針】

地域経済発展
への貢献



F F G企業価値
の向上

ブランドスローガン
あなたのいちばんに。

2018年10月2日

福岡銀行
全国地方銀行協会

1. 福岡銀行の事業再生への取組みから現在への流れ

- 福岡銀行では**2001年3月期に不良債権への大幅な引当処理**を行った上で、その後**事業再生および不良債権処理への取組みを強化**した。
- 2006年3月期に不良債権比率を2.9%まで引き下げた後も、更なる取組みとして**地域再生ファンド**を組成したほか、グループ銀行である**熊本銀行・親和銀行の不良債権を会社分割により承継**するなど、**培った再生ノウハウを活用して熊本・長崎両県の顧客の事業再生**にも積極的に取組んできた。
- 現在も、グループの再生ノウハウを福岡銀行の事業推進室に集約し3行の顧客の**事業再生に取組む**とともに、地域への**資金供給**、顧客の**ライフステージに応じたソリューションの提供**など、地域金融機関の使命として**金融仲介機能の発揮**に注力している。

2001年3月

不良債権問題との訣別

事業再生・不良債権処理への取組み

2006年4月以降

更なる取組み（再生ノウハウによる新たなビジネス機会創出、地域貢献）

大幅な引当処理

信用コスト：1,752億円

- ☑ 債務者区分の厳正化
- ☑ 担保評価額・掛目見直し

- ▶ 大口先の再生可能性を検証、方針策定
- ▶ 方針に則った再生に着手
- ☑ **事例1：百貨店の私的整理ガイドラインに基づく再生支援**

- ▶ 2006年4月 **地元企業とともに福岡キャピタルパートナーズ設立**
→ **地域再生ファンド組成**
- ▶ 2009年2月 **熊本・親和銀行の不良債権を会社分割により承継**
→ **熊本・長崎両県を中心とした顧客の事業再生**にも取組み
- ☑ **事例2：ファンドによる旅館業者の再生支援**

- 当期純損失▲768億円
- 不良債権比率11.0%

2006年3月期
不良債権比率2.9%

現在の取組み

- ▶ 地域への**資金供給**（2017年度中小企業等向け貸出金年率+3.3%）
- ▶ 福岡銀行事業推進室による、3行の顧客の『**事業再生**』
- ▶ FFGグループが保有する顧客の**ライフステージに応じたソリューションの提供**
 - ☑ 事業カウンセラー、日本政策金融公庫やファンドとの連携による『**創業・開業支援**』
 - ☑ M&Aなどを活用した『**事業承継**』等
- ▶ 自治体・産学官連携、PPP/PFI取組み

地域への金融仲介機能の発揮

事業再生の事例

事例1：百貨店の再生

- ▶ 自力再建困難に陥っていた百貨店に対し、**スポンサー企業を招聘**
- ▶ **私的整理ガイドライン**に基づき、透明性と公平性を確保した上で、主力行による**債権放棄**を実施

事例2：旅館業者の再生

- ▶ 不振が続く温泉旅館の施設を**ファンド**が買取り
- ▶ **ファンド**がリニューアル資金を支援
- ▶ **EXIT**：福岡銀行がリファイナンス

目的・効果（事業再生により守ったもの）

ブランド価値

地域の産業・雇用

営業・資金調達力

一般債権者・顧客

2. 福岡銀行における償却・引当の見直し

- 福岡銀行はソリューションの提供や事業再生等による『地域への金融仲介機能の発揮』を支えるリスク管理を行いながら、償却・引当においては、「融資先の業績悪化による格下げ・破綻時の追加ロス抑制」「大口先は債務者区分を適切に見直した上で、事業再生も見据えた引当」を基本スタンスとして、精緻化に向けた見直しを行ってきた。
- 具体的には、引当に使用するデフォルト率は2008年4月以降の長期間の実績に基づく値を使用（下図①）するほか、大口低格付先に対するDCF引当（同②）、要注意先や破綻懸念先への引当に使用するデフォルト率の精緻化（同③④）など、今後発生しうるリスクへの対応を監査法人と適宜協議しながら行った。

地域金融機関としての使命

ソリューションの提供や事業再生等による『地域への金融仲介機能の発揮』

支えるリスク管理

債務者格付制度

信用集中リスク・業種管理

ポートフォリオ管理、ストレステスト

RAF
(リスクアパタイトフレームワーク)

など

償却・引当の精緻化に向けた見直し

基本スタンス

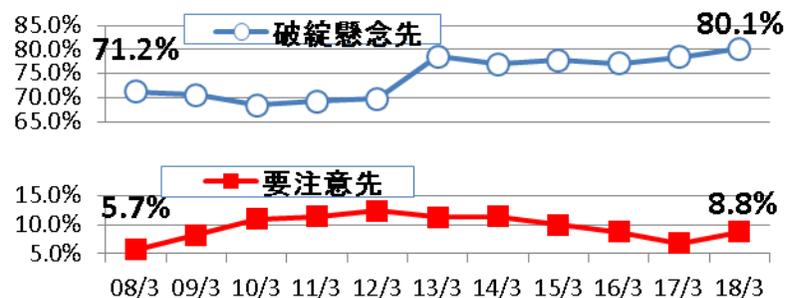
- ✓ 融資先の業績悪化による格下げ・破綻時の追加ロス抑制
- ✓ 大口先は債務者区分を適切に見直した上で、事業再生も見据えた引当

上記方針の下、監査法人と都度協議しながら償却・引当方法を精緻化

主なものとして

- ① 引当に使用するデフォルト率は2008年4月以降の長期間の実績に基づく値
- ② 大口低格付先へのDCF引当
(要注意先も対象に追加、対象金額基準を引下げ)
- ③ 要注意先の引当には3年間のデフォルト率を使用
- ④ 破綻懸念先の予想損失率は足元の実績値と金融円滑化法施行前の実績値の高い方を採用
(景気が悪化した際には、同法施行以前の水準までデフォルト率が上昇しうるとのリスク認識に基づき見直し)

※ 参考資料：
低格付先の非保全引当率の推移



3. 福岡銀行の現在および今後の取組み

- 今後についても、現状に留まることなく、以下の取組みを行い、地域や顧客のニーズに応える地域金融機関を目指していく。

<p>事業性評価 ソリューション営業 総合営業体制</p>	<ul style="list-style-type: none">✓ 本部へ業務を集約するなど、営業店事務の削減や効率化を進めており、営業担当者が顧客と向き合う時間の拡大を図っている。その時間を活用して、顧客と課題を共有しながら、最適なソリューションを提供していく。✓ 加えて、本部フロント部署（※）の専門的ノウハウを営業店の実態把握や顧客のサポートに活用し、顧客支援の質を高めていく。 <p>※ 本部フロント部署：ソリューション営業部（例：事業承継支援）、産業金融部（例：M&A）、パブリックソリューション部（例：自治体・産学官連携、PFI/PPP）、グローバルソリューション部（海外進出・販路開拓支援）</p>
<p>口座情報の活用 新たな切り口での 商品・サービス提供</p>	<ul style="list-style-type: none">✓ 預金口座情報を活用し顧客の商流を把握する動態モニタリングシステム「DynaMIC」を2017年7月に導入しており、口座情報を有効活用した実態把握や予兆管理を行っていく。✓ 2017年5月には、「DynaMIC」の情報等を基に融資可否や条件を決定するビジネスローン「ファストパス」（担保・保証人なし）を取扱開始。同ローンはクラウド上にある会計情報や他行口座情報の活用、Web対応など、従来とは異なる融資商品であり、引続き新たな切り口での商品・サービスを提供していく。
<p>中小企業支援</p>	<ul style="list-style-type: none">✓ 信用保証協会が手がける専門家派遣事業、政府系金融機関と当行事業カウンセラーの協業による創業支援など、資金支援に留まらず、創業や経営改善の支援も行っていく。
<p>経営者保証に関する ガイドライン</p>	<ul style="list-style-type: none">✓ 顧客のガバナンス強化や事業発展を支援する観点から、コベンantz（解除条件、停止条件）付保証契約の活用も進めていく。
<p>顧客の声を聞く仕組み</p>	<ul style="list-style-type: none">✓ 顧客アンケートを実施し、顧客の満足度を把握し、意見・要望をサービス向上や各種施策に反映させていく。（参考：事業性評価実施先の顧客満足度10点満点中8.4点、一般先比+1.4点）
<p>データ活用による リスク管理の高度化</p>	<ul style="list-style-type: none">✓ 自行内に保有する各種データ、地銀協が提供する共同データサービス「CRITS」を有効活用しながら、リスク管理の高度化を図っていく。✓ 事業性リテール・プール先は、財務情報に加え、蓄積した取引情報（例：預金平残、取引年数等）も用いて信用リスクを評価し、債務者区分判定や引当を実施している。

4. 地方銀行における償却・引当の見直し

- 地方銀行各行においてもビジネスモデルやリスクプロファイルに基づき、償却・引当の精緻化に向けた見直しを行ってきたが、なかには検討を行ったものの監査法人等との意見が合わず実現に至っていないケースもみられる。
- マニュアル廃止後は、貸倒実績率やデフォルト率等の算定期間、引当期間、グルーピングなどについて、更なる創意工夫が考えられるとの意見もあがっている。

地方銀行各行における償却・引当の主な見直し事例

- ✦ 償却・引当の基礎となる**債務者区分**について、**定性情報や事業計画を加味して判定**
- ✦ 貸出先や与信の特性を考慮し、**事業資金先、個人ローン先、信用保証協会のみ先にグルーピング**し貸倒実績率を算定
- ✦ **要管理先・破綻懸念先**の貸倒実績率において、**足元と過去の長期平均の高い値**を採用
- ✦ 抜本的**事業再生支援**の必要性や個社の**業績、毀損可能性**等に応じ、**個別に追加引当**を実施
- ✦ **DCF引当やキャッシュフロー控除法**により、破綻懸念先の引当を通常より厚めに実施
- ✦ **東日本大震災の罹災地域**とその他の地域で引当率をそれぞれ設定 等

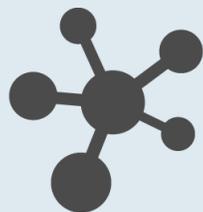
マニュアル廃止後は、更なる創意工夫として以下のような方法が考えられるとの意見もあがっている。

- ☑ 〔算定期間〕金融機関が自ら検討・説明することで、算定期間の長さや期間数を柔軟に設定
- ☑ 〔引当期間〕アパートローンなどの取組みにより、ポートフォリオの貸出期間が長期化傾向にあり、現行の1～3年基準にこだわらない
- ☑ 〔グルーピング〕創業先や事業再生支援先などのグルーピングや、業種・地域別貸倒実績率の算定

5. 地方銀行業界独自のリスク管理への取組み①

- 全国地方銀行協会は、**会員銀行の信用リスク管理高度化を支援するため、「信用リスク情報統合サービス」(Credit Risk Information Total Service : CRITS®)**を2004年より運営している。
- CRITSには、①**財務・信用情報データベース**、②**財務スコアリングモデル**、③**信用VaRモデル**の3機能がある。
- このうち「財務・信用情報データベース」については、会員銀行64行が、14年間にわたり、統一されたデータ登録基準に基づいて、貸出業務に関連する豊富なデータ登録を行ってきており、リーマンショックをはじめとする**特徴的な経済・社会動向をカバーしたデータベースへと成長を遂げている。**

□ CRITSデータベースの特徴



ビッグデータ

- 会員銀行64行が14年間にわたり着実にデータ登録を実施
- 地銀のほぼ全ての事業性貸出先を網羅
- 延べ約5,000万先の債務者、延べ約1,000万件の決算書、延べ約290万先超のデフォルトデータ



高精度・客観性・比較可能性

- 統一されたデータ登録基準
- 安定したデータ母集団
- 日本全国をほぼ偏りなくカバー
- 厳格な精度管理プロセス
- 全行データと自行データの比較が可能



豊富な収集データ項目

- 業種、地域、規模、財務、信用度等の基本項目
- 担保・保証、貸出金利、残存期間などの取引関連データ
- メイン先区分、創業年、代表者生年等の定性データの収集も試行



時系列データの充実

- リーマンショック、金融円滑化法、東日本大震災、アベノミクスといった特徴的な経済・社会動向をカバー
- 最長で累積10年のデフォルト率、格付遷移確率の集計が可能

5. 地方銀行業界独自のリスク管理への取組み②

- CRITSは、信用リスク定量化を主眼として開発・導入されたが、近年、会員銀行において自行のビジネスモデルや融資ポートフォリオの特性等を勘案した貸出業務運営(≒リスクアベタイトフレームワーク)に取り組むにあたり、**財務・信用情報データベース機能を中心に、CRITSの活用可能性は更に高まりつつある。**
- このような状況を踏まえ、従来のようなEL、UL、VaR等の算出や、財務スコアリングモデルの構築・運用等に加え、各行の**信用リスク管理や貸出業務運営の高度化を支援する**観点から、会員銀行のリスク管理部門等と共同で、以下のようなデータ分析に取り組んでいる。

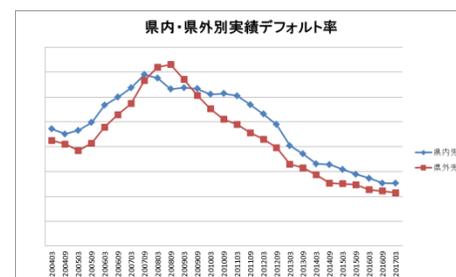
□ CRITSデータを活用したデータ分析例



様々な切り口のデータ還元

地銀の貸出業務運営を踏まえた分析観点に着目

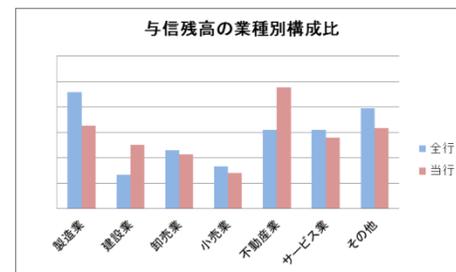
- ・ 県内・県外取引別、単独行・複数行取引別、メイン先・非メイン先別デフォルト率などの算出
- ・ 担保・保証の種類・保全割合と企業財務やデフォルト率との関係、財務スコアと債務者区分の相関分析 など



ベンチマーキングのサポート

客観的・比較可能なデータによる自行の「立ち位置」情報の提供

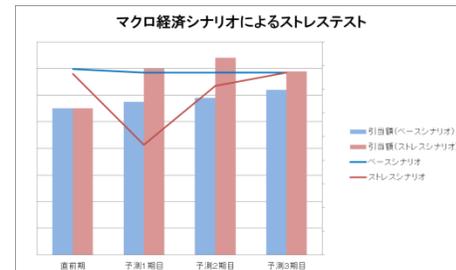
- ・ 与信集中度指標の算出
- ・ 金融仲介機能のベンチマーク(一部項目)の試算
- ・ ローカルベンチマークの試算 など



中長期的将来予測の共同研究

長期時系列データ、マクロ経済指標の活用

- ・ マクロ経済シナリオによるストレステスト
- ・ 実績デフォルト率と金融経済指標の相関分析
- ・ 破綻懸念先の平均滞留年数、長期累積デフォルト率の分析 など

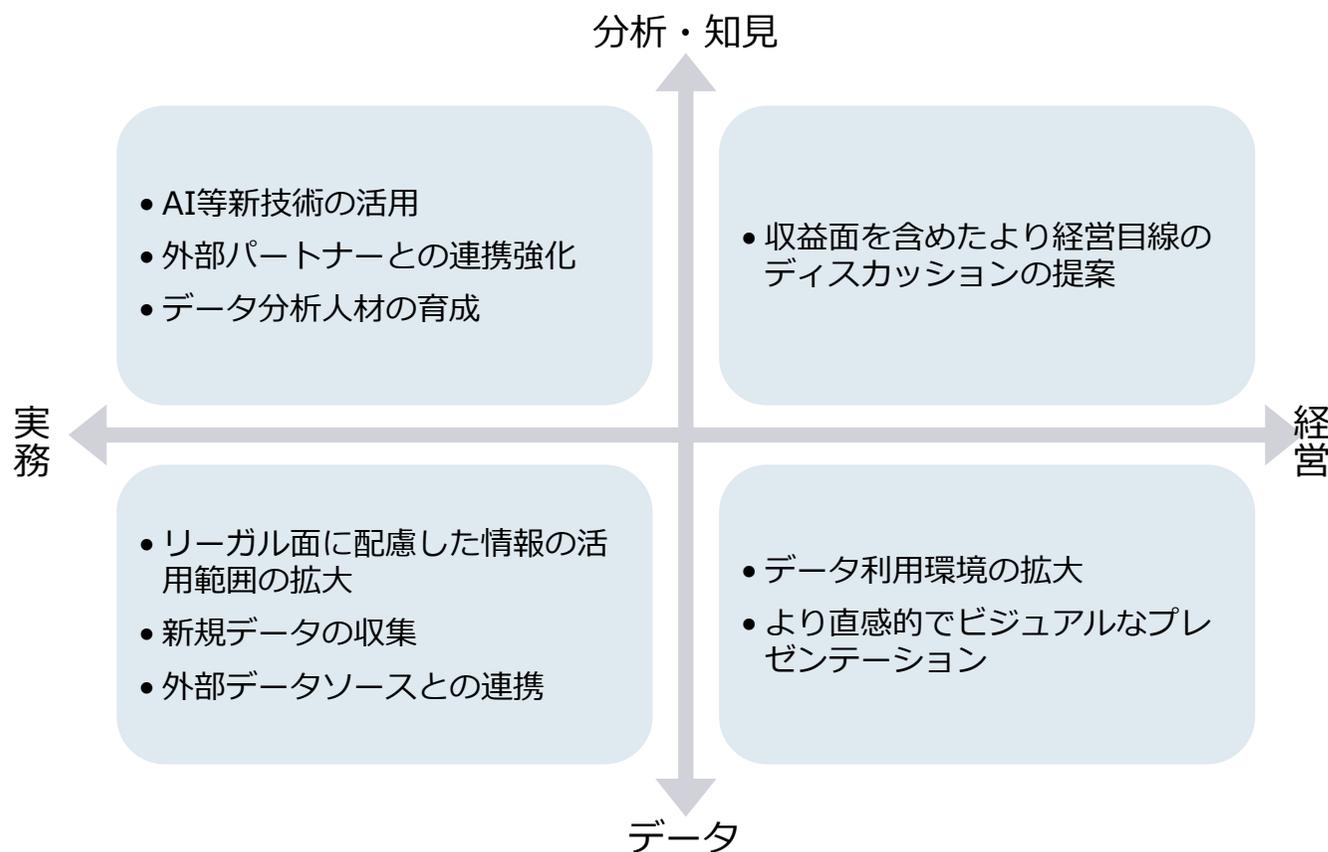


※ 上掲図はいずれもイメージであり、実際のデータとは異なる。

5. 地方銀行業界独自のリスク管理への取組み③

- 会員銀行において、ビジネスモデルや融資ポートフォリオの特性等を勘案した貸出業務運営を行っていくためには、**合理的に利用可能な情報を活用しつつ、金融機関内・外のステークホルダーと深度ある対話**を行っていくことが求められる。
- このため、CRITSにおいては、主要統計データを自在に集計・グラフ化するツール(CRITS Discover)の開発や、地銀協例会で定期的にCRITS主要データの傾向を提供するなど「**データの見える化**」と「**対話のための情報提供**」に取り組んでおり、今後ともそのような取組みを継続していきたい。
- また、**今後、地方銀行における信用リスク管理や償却・引当の高度化の観点からCRITSの更なる活用を目指す**とともに、法令・情報セキュリティ面に関する制約・課題等に対処しつつ、AI等新技術の活用、他のデータソースとの連携などによる一層の機能・データの拡充についても検討していきたい。

□ CRITSデータの活用拡大に向けた今後の取組み



白 紙

6. 「検査・監督基本方針」に対する地方銀行業界の意見

(1) 全般についての意見

- 金融検査マニュアルの廃止については、経営や業務の自由度が高まることによって、各行のビジネスモデルに応じたリスク管理を更に推し進めることができることから**概ね異論はない**が、一部には**統一的な目線がなくなることに懸念を抱いている銀行もある**。

(2) 自己査定、償却・引当についての意見

- 別表1・2は金融機関における自己査定および償却・引当等にかかる統一的な基準・根拠としての役割も果たしてきた。**マニュアル廃止後も、金融機関の会計基準の透明性・一貫性の確保等の観点から、一定の目線を設けた上で、金融機関が創意工夫を発揮できることが望ましい。**
- マニュアルの下においても、審査基準や格付判定基準を形式的なものとし、**顧客実態や再生可能性を十分に踏まえ、支援に取り組んできた金融機関もある**一方で、要注意先や破綻懸念先への融資取組み、顧客実態に合った融資や再生支援において、**マニュアルが足かせとなるケースもあったことから、廃止自体に異論はない。**

※ マニュアルが顧客実態に合った融資や再生支援の支障となったケース

- ☑ 設備の耐用年数を超える融資取組みは要注意先目線となり、前向きに取り組めない
- ☑ 長期の融資による資金支援を行った場合に、貸出条件緩和債権に該当する可能性から、一定水準の改善計画がセットでなければ実行が困難
- ☑ 破綻懸念先か否かの判断は、改善計画の有無にこだわらず総合的に判断するとしても、恣意性や説明力の理由から、実務上は保守的に判断せざるをえない
- ☑ 実質債務超過でも将来に向けたキャッシュフローが十分で事業継続に懸念がない先が、債務超過で実抜計画が策定されていないことをもって長年破綻懸念先に留まってしまふ 等

- 地域金融機関はノウハウやリソースが限られるため、継続的な対話、金融庁・日銀が保有する金融機関の情報・データのフィードバックを含めた適時適切な情報提供等を期待する。また、各業態のデータベース等の有効活用策やノウハウ共有についても、定期的に意見交換をさせていただきたい。
- マニュアルに基づく検査を行っている現在と比べ、マニュアル廃止後は現状以上に検査官の判断に差が生じる可能性があるため、検査官の目線統一が重要となる。高い公平性・透明性を確保しつつ実効性のある検査・監督の品質管理を行っていただきたい。
- 貸出条件緩和債権判定については、基準金利（リスクカバー金利）を上回っているか否かで区分が変わるが、債務者の信用リスクは同じであり、判定方法の簡素化や要管理先の区分自体の廃止を希望する。
- 「金融再生法に基づく開示債権」と「銀行法に基づくリスク管理債権」を算出し開示しているが、近似した計数であり、両方を開示する意義も小さいため、統合を希望する。

※ 福岡銀行における「金融再生法に基づく開示債権」と「銀行法に基づくリスク管理債権」の状況（2018年3期）

	金融再生法に基づく開示債権	銀行法に基づくリスク管理債権	差異
債権額	1,545億円	1,543億円	2億円
比率	1.61%	1.62%	0.01%

- ☑ 金融再生法：貸出金、外国為替、支払承諾、
私募債、仮払金、未収利息
- ☑ 銀行法：貸出金のみ

- フォワードルッキングな引当については、今後の国際的な実務との整合性等の観点から、IFRS9の動向も注視する必要があるのではないか。
- 各行ともビジネスモデルやリスクプロファイルに応じて償却・引当の見直しを行ってきたが、なかには監査法人との意見が合わず実現に至らなかったケースもある。各監査法人内や監査法人間での情報共有、および監査法人側から金融機関にアドバイスを行うなどの取組みを期待するとともに、金融庁においてもそうした取組みを支援していただきたい。

7. 福岡銀行の意見

- マニュアル廃止後は、**金融機関が抱える課題を金融機関、金融庁、監査法人の3者で共有しながら、十分なコミュニケーションを図っていく必要がある。**
- **各行が保有する過去や足元の実績データに加え、将来予測に基づくフォワードルッキングなデータ、CRITS等の外部データに基づき、コミュニケーションを図ることで、客観性が高まり建設的な議論が進み、償却・引当の精緻化、リスク管理の高度化に繋がっていくもの**と考えられる。

